

色彩のみからなる商標に関する審査基準について（案）

平成 26 年 8 月

1. 概要

色彩のみからなる商標については、欧州及び米国等における審査基準等も参考にしつつ、識別力や類否に関する審査基準を明確化することが出願人にとっての予測可能性及び審査判断の適切性・公平性の確保の観点から必要である。

また、当該審査基準に基づいた判断を適切に行う観点から、出願人に対して、どのような出願方法があるのかを併せて明確にする必要がある。

2. 識別力について

識別力については、登録を受けようとする色彩及び商標の詳細な説明の記述を勘案した上で、全体として判断する必要がある。

（1）基本的な考え方（例）

色彩のみからなる商標について、特定の商品又は役務と密接に結合しその色彩が施された商品等をみることにより、特定の者の商品又は役務であると認識できるようになった場合には、当該商品又は役務に使用された色彩が、出所表示機能（自他識別機能）を獲得する可能性は否定できない。

しかしながら、例えば、一般に需要者がその色彩のみに着目して商品を識別、選択して購入するとは考え難く、むしろ、商品の機能性、安全性、堅牢性等、あるいはそれがどのメーカーの商品であるかを確認した上で商品を選択し購入するのが通常であると考えられる。

そうすると、色彩のみからなる商標は、商品の色彩や役務の提供の用に供する物の色彩等を表示したものと通常認識されるものであり、本来的に、識別力は認められないのではないか。

特に、単一の色彩については、何人も自由に選択して使用できるものであり、色彩の自由な使用を阻害するような保護は、公益的見地から見ても極めて限定的なものとならざるを得ないのではないか。

また、色彩を組合せた商標についても、一般に商品や広告において使用される色模様や背景色を表示したものの印象を与えることが多いことから、原則として、識別力が認められないのではないか。

したがって、色彩のみからなる商標については、使用により識別力を獲得することによって、需要者が商品又は役務の出所を認識することができるようになったものについてのみ、その登録を認めるよう審査基準を整備すべきではないか。

（参考）諸外国における審査実務

➤米国では色彩は本来的に識別力を有することはないとされ、使用による識別力を獲得した場合

に限り登録が認められる (Trademark Manual of Examining Procedure (TMPEP) 6th 1202.05(a) 米国特許商標庁)

- 英国においては、単色の色彩のみからなる商標は、極めて特殊な場合を除き、全ての商品・サービスにおいて、本来的に識別力がないと判断される。色彩の組み合わせからなる商標は、配色の内容や指定商品等との関係で識別力を発揮する場合がある。(審査マニュアル非伝統的商標 1. 1)
- 台湾においては、色彩は本来的に識別力を有していないとされており、通常は、使用による識別力を獲得したことを立証しなければならない。(審査基準 4. 2. 3)

(2) 使用による識別力を認めるべき場合 (例)

- ① 使用による識別力の判断については、伝統的商標と同様に、使用に係る商標及び商品・役務の使用開始時期及び使用期間、使用地域、当該商品・役務の販売数量等並びに広告宣伝の方法及び回数等を総合勘案して、需要者が何人かの業務に係る商品・役務であることを認識することができると認められるかどうかを判断することが適切ではないか。色彩のみからなる商標であるが故に、伝統的商標と別異に考える必要はないのではないか。
- ② 色彩のみからなる商標として使用するものが、仮に文字や図形等を含む態様である場合には、出願された商標と外観上同一視できるとは言いがたいが、色彩が同一であり、かつ、文字・図形等が使用されていても、なお色彩が需要者に強い印象を与えるものであり、色彩部分が独立して自他商品役務の識別標識として認識され得る場合には、例外的に商標が同一であると認められるのではないか。

3. 不登録事由

色彩のみからなる商標についての類否及び新たに第 4 条第 1 項第 18 号に追加された商品等が当然に備える特徴の内容の明確化を図る必要がある。

(1) 先願に係る他人の登録商標との類否 (例)

色彩のみからなる商標についての類否は、商標の外観、称呼、観念によって需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察するという従来の考え方を踏まえつつ、色彩のみからなる商標の特性を考慮して判断する必要がある。

具体的には、色彩のみからなる商標は、主として色彩の外観が重要な判断要素になるため、当該色彩が有する色相 (色合い)、彩度 (色の鮮やかさ)、明度 (色の明るさ) 等により構成される全体の外観をもとに類否の判断を行うべきではないか。

また、色彩のみからなる商標とそれ以外のタイプの商標との類否についても、

その判断基準を明確化する必要がある。

①色彩のみからなる商標間の類否

i 単色の商標の類否

商標の色彩の具体的外観について、当該色彩が有する色相（色合い）、彩度（色の鮮やかさ）、明度（色の明るさ）等に基づき類否を判断すべきではないか。

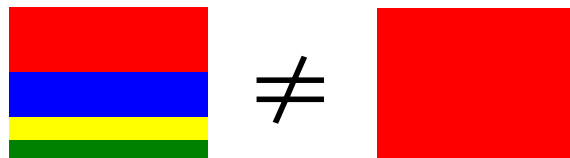


この場合、例 1 と例 2 は、色相と彩度が類似することから、全体として類似するのではないか。

また、例 2 と例 3 は、色相が異なることから、全体として類似しないのではないか。

ii 色彩を組合せた商標と単色の商標の類否

構成中の一色のみを抽出して、類否を判断するのは適當ではないことが多くなると考えられるため、以下の場合には、商標全体として類似しないのではないか。



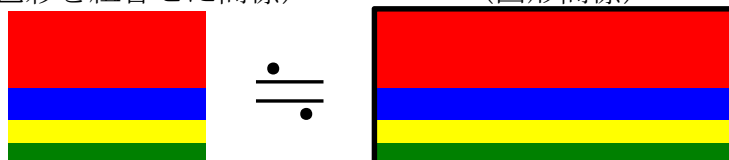
②異なるタイプの商標間の類否

i 「色彩を組合せた商標」と「図形と色彩の結合商標」の類否

「色彩を組合せた商標」と「図形と色彩の結合商標」は、色彩の配置や割合等が同一又は類似であれば、類似することが多くなるのではないか。

(色彩を組合せた商標)

(図形商標)



ii 「単色の商標」と「文字と色彩の結合商標」の類否

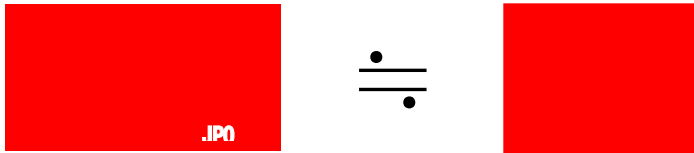
(a) 「文字と色彩の結合商標」の出願と「単色の商標」の登録との類否

単色の商標については、使用により識別力を獲得した場合にはその登録が認

められる場合がある。

この場合、単色の登録商標と後願の文字と色彩の結合商標の類否の判断においては、主として色彩の外観が重要な判断要素になるため、文字と色彩の結合商標が文字部分も含め全体としてみたときに、単色の商標と外観が大きく異なるものでなければ、色彩部分を要部として比較し、類似と判断することが多くなるのではないかと。

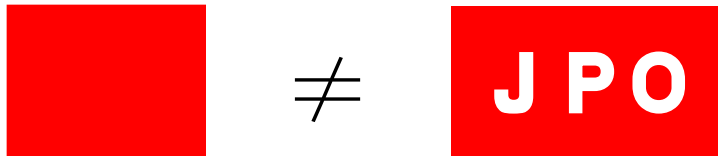
(出願：文字と色彩の結合商標) (登録：単色の商標)



(b) 「単色の商標」の出願と「文字と色彩の結合商標」の登録との類否

文字と色彩の結合商標においては、色彩は付随的要素にすぎず、色彩部分のみを要部として抽出することは適切ではないことから、単色の商標の出願との類否判断においては、色彩を要部として類似と判断することは適切ではないのではないかと。

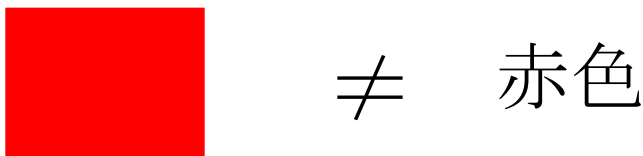
(出願：単色の商標) (登録：文字と色彩の結合商標)



iii 「単色の商標」と「文字商標」の類否

単色の商標の類否の判断においては、主として色彩の外観が重要な判断要素になるのではないかと。他方、単色の商標から生じる色彩名の観念は商標の類否にあたり考慮するには抽象化がすぎ、その漠然とした観念に基づき比較することは、外観で特定された範囲を拡大するおそれがあることから、文字商標との類似判断においては、観念を要部として類似と判断することは適切ではないのではないかと。

(出願：単色の商標) (登録：文字商標)



➤米国においては、他人の商標との抵触については、通常商標と同様に、混同を生ずるおそれ

(likelihood of confusion) の有無によって判断。この判断については、以下の点が考慮される。

1. 標章の全体の外観、称呼、観念、商業的印象の類否
2. 商品・サービスの関連性
3. 商取引経路の類否
4. 対象となる取引者の状況
5. 類似する商品に類似する標章の使用する数や特徴
6. 出願人と先行商標権者との有効な合意

(審査マニュアル TMEP1207.01Likelihood of Confusion)

➤欧州においては、先行商標との類否判断は、異議申立がなされた場合に判断される。

➤韓国においては、色彩の商標の場合、外観及び観念のうちいずれかが類似し、出所の誤認混同のおそれを生ずる場合、類似と判断される。(審査基準第 21 条⑪)

(2) 特定の者による独占に適さない色彩 (例)

登録によって商品又は役務の生産、販売、提供等を独占し、自由競争を不当に制限するおそれがある色彩については、商品等が当然に備える特徴であることから、その登録を認めないよう審査基準を整備する必要がある。(商標法第 4 条第 1 項第 18 号)

(下記の色彩が使用による識別力を獲得した場合の想定例)

商標「茶色」、指定商品「ビール瓶」

商標「黒色」、指定商品「自動車用タイヤ」

商標「黒色」、指定商品「ソーラーパネル」

➤台湾においては、機能性を備えている色彩とは、使用を指定した商品又は役務において、その使用目的や技術効果を達成するのに必要な色彩、商品又は役務のコストや品質に影響を及ぼす色彩を指す。(審査基準 4.2.4)

(例) 商標「黒色」 指定商品「太陽エネルギー収集装置製品」

商標「銀色」 指定商品「建築用断熱材製品」

商標「赤色」 指定商品「交通信号機製品」

➤豪州においては、色彩が特定の専門的な成果を提供している場合、例えば、太陽光電池及びそれに関連する配管の黒色は機能的である可能性があるとしている。また、色彩が一般に認められた意味を伝えている場合、例えば、黄又はオレンジ色は安全標識として、赤色は危険警告の標識として一般に受け入れられており、当該の品目、又は当該の品目を使用する可能性の高い商品及びサービスに関して機能的な目的を果たしている。(審査マニュアル Part21 4.5.1 Functionality and colour)

➤韓国においては、色彩が機能的か否かを判断するために、次の事項が考慮される。

イ 指定商品の使用に不可欠である、又は一般的に使用される場合

ロ 美的効果が、製品のマーケティング等に役立つ場合

ハ 指定商品の特性として作用する特定の色彩が、その商品の利用と目的に不可欠である、又は商品の価格や品質に影響を与える場合（韓国商標審査基準第 27 条解釈参考資料 2）

4. 出願方法

色彩のみからなる商標の出願においては、願書の記載として、商標のタイプの記載、商標登録を受けようとする商標、商標の詳細な説明の提出が想定される。

（1）「商標登録を受けようとする商標」の記載方法

商標登録を受けようとする商標は、その色彩を明確に特定できるよう記載する必要があるが、具体的には、次の①又は②による記載を求めている。

①商標登録を受けようとする商標に色彩のみを記載

具体例（登録例）

（色彩を組合せた商標）



欧州共同体商標（C T M）

商標番号：8298499

（単色の商標）



豪州

商標番号：780092

②商標登録を受けようとする商標に色彩の商品等における位置が特定できるように記載

具体例



米国

登録番号：3361597

（2）「商標の詳細な説明」の記載

商標の詳細な説明は、願書に記載した商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならないところ、色彩を明確に特定するため、以下の記載を求めている。

①記載内容

商標の色彩名及び組合せ方（色彩を組合せた場合の各色の配置や割合等）を詳述。色彩を特定できるように、カラーコード（例：PANTONE 等）等の記載。

②色彩が商品等に付する位置に限定がある場合

商品等に付する位置の使用態様を文章により記載させることを求めているかどうか。

参考：外国の登録例

① カラーコード、色彩の配置の記載例

例 1



欧州共同体商標（C T M）

商標番号：8298499

指定商品・役務：第 4 類（工業用油）、第 35 類（工業用油の小売）、第 37 類（クリーニング、修理）、第 39 類（液体燃料ガスの輸送等）、第 43 類（ガソリンスタンドにおける飲食物の提供）

説明文：The trademark consists of the colours green: Pantone 368C; anthracite: Pantone 425C; orange: Pantone 021C, as shown in the illustration; the colours are applied to a basic component of the exterior of vehicle service stations (petrol stations) in the ratio green 60%, anthracite 30% and orange 10%, creating the impression of a green and anthracite-coloured petrol station (green predominating) with small orange accents.

（仮訳：パントン 368c の緑色、パントン 425c の濃い灰色、パントン 21c のオレンジ色からなり、ガソリンスタンドの外観の基礎的な構成要素に用いられる。構成としては、緑色 60%、濃い灰色 30%、オレンジ色 10%からなる（略））

色彩の表示：Green, Pantone 368C, anthracite, Pantone 425C, orange, Pantone 021C.

②色彩、色彩の構成、色彩の配置の説明の記載例

例 2



C T M

商標番号：878504

指定商品 第 7 類（農林用機械器具等）、第 12 類（陸上用の車、特にトラクター等）、第 28 類（おもちゃ）

詳細な説明：The colours indicated are to be distributed on the goods in The list of goods in accordance with the areas indicated on the colour

sample, in particular the red being used for wheels and lettering. （仮訳：この色彩は、例に示された配分に従い、指定商品中の商品に配色され、特に赤はホイール及び文字に使用される。）



Colour : Light green, red, light grey, dark grey.

使用例

③シアン（青）、マゼンタ（赤）、イエロー、ブラックの成分による色の表現方法を記載し、グラデーションの構成を記載する例。

例 3



CTM

商標番号 : 8683633

指定商品・役務 第 9 類（音響又は映像の記録用・送信用及び再生用の装置等）、第 38 類（電気通信）、第 41 類（娯楽の提供）

詳細な説明 : The mark consists of the colour combination depicted in the sample, perse, being a graduation of colours from dark blue (CMYK combinations C97 M97 Y45 K56), through mid blue (CMYK combinations C85 M50 Y6 K2), to the colour light blue (CMYK combinations C46 M9 Y2 K3) as applied to the majority of the surface of shop signs, marketing, advertising, packaging material, web adverts, web pages, swing tickets, bill boards, shop fixtures and fittings, screen savers. (仮訳 : 標章は、サンプルのとおり、ダークブルー (CMYK の組合せ C97 M97 Y45 K56) からミッドブルー (CMYK の組合せ C85 M50 Y6 K2)、ライトブルー (CMYK の組合せ C46 M9 Y2 K3) のグラデーションからの組合せで構成されている。(略))

Colour : Blue

④願書記載の例とするもの

例 4



豪州

商標番号 : 729307

指定商品・役務 第 5 類（救急箱、脱脂綿、ガーゼ包帯、創傷包帯、リント布包帯等）、第 16 類（印刷物等）、第 41 類（救急処置の訓練を含む知識又は技芸の教授）

詳細な説明 : The trade mark registration is limited to the colours GREEN and WHITE as shown in the representation of the trade mark attached to the application form. (仮訳 : 商標は、願書記載のように緑色と白に限定されている。)

⑤商品の位置の使用態様を文章により記載する例。

例 5



米国

登録番号 : 3361597

説明文 : The color(s) red is/are claimed as a feature of the

mark. The mark consists of a lacquered red sole on footwear.

The dotted lines are not part of the mark but are intended only

to show placement of the mark. (仮訳：標章を構成する赤色を権利主張している。標章は靴底を赤く塗った構成よりなる。点線は標章の一部ではなく、標章の位置を表すためのものである。)

指定商品：第 25 類（女性用ファッションデザイン履物）

- 米国では、①彩色した商標の見本、②商標の特徴が色彩にあること、③商標の説明の欄に色彩名及びその色彩が商標上に表示される位置を述べる色彩の構成の説明（文字的又はデザインの要素など）が必要。色彩は一般的な用語を用いて特定しなければならず、グラデーションを含む際はその旨の説明が必要。
- 欧州（欧州共同体商標）では、①商標の色彩の複製、②色彩の言葉による説明、③色彩を権利主張する旨の記述が必要とされ、任意でカラーコード（Pantone 等）も追加できる。
- 豪州では、色彩の場合には、商標の明瞭かつ簡潔な説明を含むものでなければならない。出願人は、カラーマッチングシステムを使用して、厳密に色彩の定義を行うことを選択できるが、官庁が同システムの使用を支援又は強要することはない。
- 韓国では、商標の見本及び商標の説明が必要。色彩については、説明文にカラーコードを参照して、色の濃度表示を追加することを審査官が要求することができる。

○商標登録出願（改正法）

（商標登録の要件）

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる

2 （略）

（商標登録出願）

第五条 （略）

2 次に掲げる商標について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない

3 （略）

4 経済産業省令で定める商標について商標登録を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その商標の詳細な説明を願書に記載し、又は経済産業省令で定める物件を願書に添付しなければならない。

5 前項の記載及び物件は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならない。

（拒絶の査定）

第十五条 審査官は、商標登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一・二 （略）

三 その商標登録出願が第五条第五項又は第六条第一項若しくは第二項に規定する要件を満たしていないとき

○識別力（改正法）

（商標登録の要件）

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

二 その商品又は役務について慣用されている商標

三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標

六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

2 前項第三号から第五号までに該当する商標であつても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

○不登録事由（改正法）

（商標登録を受けることができない商標）

第四条 （略）

七 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標

（略）

十一 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務（第六条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。）又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

（略）

十八 商品等（商品若しくは商品の包装又は役務をいう。第二十六条第一項第五号において同じ。）が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標